

2023. 6. 23

令和5年度「脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業」に係る 「指定リース事業者」の採択について

静銀リース株式会社（社長 若林 紀伸）では、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）」に係る指定リース事業者に採択されましたので、その概要をご案内します。

1. ESG リース促進事業について

- 「ESG リース促進事業」とは、中小企業等がリースにより脱炭素機器を導入する場合に、リース業者に助成を行うことで中小企業等が負担するリース料の低減を行うものです。
- 静銀リースでは、本事業を通じて、地域におけるカーボンニュートラル実現をめざすとともに、地域企業の脱炭素経営の取り組みや企業価値の向上を支援するなど、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. サービスの概要

内容	①環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した際に、総リース料に対して補助率を乗じた補助金が交付されます。 ②静銀リースとのリース契約においては、基準補助率に1%の上乗せが適用されます。 ③お客さまが ESG 要素に考慮した優良な取り組みを行っている場合、さらに1%が上乗せ適用されます。	
補助率	①基準補助率(1~4%) + ②(1%) + ③(1%) = 3~6%	
対象物件	専ら産業のように供される以外の脱炭素機器	・熱源設備・厨房設備・空調用設備 ・業務用冷蔵設備・医療画像機器・分析機器
	専ら産業のように供される脱炭素機器	・エネルギー変換設備・工業炉・射出成形機 ・熱源設備・建設機械
	運輸部門の脱炭素機器	・自動車

※詳細は「一般財団法人環境金融支援機構」のホームページ (<https://esg-lease.or.jp/>) をご覧ください。